

議第五十二号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例について

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「基き」を「基づき」に改め、「支給し、」の下に「及び」を加え、同条第二項を削る。

第四条第一項中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同条第二項中「警部補、巡查部長及び巡查の階級にある」を削り、「かえて」を「代えて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

被服の支給対象者を拡大する等のため、この条例を定めようとする。